

## 放射線健康影響調査に係る結果の公表について（案）

平成 24 年 2 月 6 日  
岩手県原発放射線影響対策本部

1 調査期間：平成 23 年 12 月 1 日～平成 24 年 2 月 日

## 2 調査方法

- (1) 概ね 15 歳までの調査対象者 132 人を選定し、原則として 2 日以上連続して 2 リットル以上の尿を溜めていただき、容器ごと検査機関に搬送
- (2) 検査機関（岩手県環境保健研究センター）のゲルマニウム半導体検出器を利用し、1 検体当たり 30 分から 1 時間程度の時間をかけて尿中の放射性物質量を検出
- (3) 検出結果を元に、1 日に排出された尿中放射性物質量を計算し、専用のアプリケーションソフトにより体内の放射性物質量、預託実効線量を推計して健康影響を評価
- ※ 預託実効線量 (mSv) とは、体内からの内部被ばく線量について、成人で 50 年間、子どもで 70 歳までの生涯の累積線量を表したものです。

## 3 調査実施数（内訳）

（単位：人）

区分	3～6 歳	7～9 歳	10～12 歳	13～15 歳	16～18 歳	計
一関市						60
奥州市						36
その他						36
計						132

※ 「その他」に含まれる市町は、宮古市、金ヶ崎町及び平泉町であること。

## 4 測定結果

- (1) 放射性ヨウ素について  
（検出状況の説明：現段階では全員限界以下）
- (2) 放射性セシウムについて  
（検出状況の説明）

区分	N.D.	～○	○～○	○～○	○～○	○～	計
Cs-134							
Cs-137							

- (3) 放射性カリウムについて  
（検出状況の説明）

区分	N.D.	～○	○～○	○～○	○～○	○～	計
K・40							

※ 放射性カリウムは、自然放射性物質として原発事故とは無関係に食品等を通じて摂取しているもので、平均すると 1 日当たり 80～90 ベクレル程度の摂取量と報告されています（H23.12.22 厚生労働省薬事・食品衛生審議会放射性物質対策部会）。

5 健康影響評価

(1) 自然放射線 (K-40) を除く追加被ばく線量 (預託実効線量) の状況は、次表のとおりでした。 (単位：人)

区 分	預託実効線量 (mSv)				計
	〇〇未満	〇〇～〇〇	〇〇～〇〇	〇〇以上	
人 数 (比 率)					

※1 預託実効線量の推定においては、平成23年3月12日から尿採取前日まで連続して慢性的に内部被ばくがあったものとして推定していること。

※2 連続して採尿していないため1日に排出された尿量を適切に計算できないなど、的確な評価ができない場合はこの集計から除いていること。

(2) これら調査結果について、岩手県放射線内部被ばく健康影響調査有識者会議において検討したところ、……………と評価されました。

※1 健康に影響が及ぶ放射線量については、生涯における追加 (自然放射線を除く) の累積線量100mSvとされていること (国際放射線防護委員会=ICRP)。

※2 厚生労働省から示されている食品の規格基準の元となる線量レベルは、年間1mSvとされていること (H23.12.22 厚生労働省薬事・食品衛生審議会放射性物質対策部会)。

**参考** 福島県の警戒区域、計画的避難区域等の住民に対する内部被ばく検査の結果は、次表のとおりであり、全員が健康に影響が及ぶ数値ではないと公表されていること (H23.6.27～12.31)。

区 分	預託実効線量 (mSv)				計
	1 mSv 未満	1 mSv	2 mSv	3 mSv	
浪 江 町	2,840	5	2	-	2,847
富 岡 町	1,734	-	1	-	1,735
大 熊 町	1,730	3	1	-	1,734
双 葉 町	1,144	2	2	2	1,150
檜 葉 町	935	1	2	-	938
そ の 他	3,409	1	2	-	3,412
計	11,792 (99.8%)	12 (0.1%)	10 (0.1%)	2 (0.0%)	11,816 (100%)